

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、T B T協定第2条9. 1に基づくものです。〕

毒物及び劇物指定令の一部改正について

下記のとおり、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）の一部を改正する予定ですのでお知らせします。

本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出ください（電話による意見の提出は御遠慮ください。）。

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 件名

毒物及び劇物指定令の一部を改正する件

2. 対象項目

劇物指定

3. 趣旨

保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法に基づき、1物質を劇物に指定するため、毒物及び劇物指定令の一部を改正するもの。

4. 施行予定日

令和7年11月1日

5. 意見提出先

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室毒物劇物係

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話番号 03-5253-1111 内線 2426

FAX番号 03-3593-8913

6. 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間